

- 坂町県道推進室からのお知らせ -

県道だより

第19号 発行：平成19年11月1日



〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) 820-1536
FAX (082) 820-1523
E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

町政懇談会にて



ご意見・ご要望をいただきました。

今年6月から9月にかけて、各地区で町政懇談会が開催され、皆さんの声を聞かせていただきました。

今回は、様々なご意見・ご要望の中から、道路整備に関係するものをご紹介します。

声1．役場前交差点で、右折の大型車両があると、後続車が通行できず、混雑の原因となっている。

答1．国や警察と協議し、最善の方法を考えていきます。

声2．地権者でない者が県道に協力できることは何か。

答2．地域を挙げて協力して欲しい。

声3．県道は、100%賛成にならないと実施しないのか。

答3．県道は都市計画決定しており、事業を中止することは絶対になく、必ずやります。

声4．一般車両の通行を時間帯により規制するなどして、循環バスを上条まで入れて欲しい。

答4．現在の道路では離合ができず、緊急活動と遭遇すると大変なことになります。



～よりよい道路づくりに向けて～

この他にも、高齢者が通院や買い物などに困っていることや、介護・福祉問題についてのご意見もありましたが、介護・福祉問題と道路行政は大きく関わっており、県道整備により介護・福祉問題をはじめ、循環バスの乗り入れや空き家の解消など、様々な問題を解決へ導くことが容易になります。

今回、様々なご意見・ご要望をいただき、道路は日常生活と密接に関わり合う身近なものであるがゆえの関心の高さを感じました。今後も、住民の皆さんのご意見・ご要望を踏まえ、道路行政に活かしていきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

県道坂小屋浦線の







パンフレット完成！！



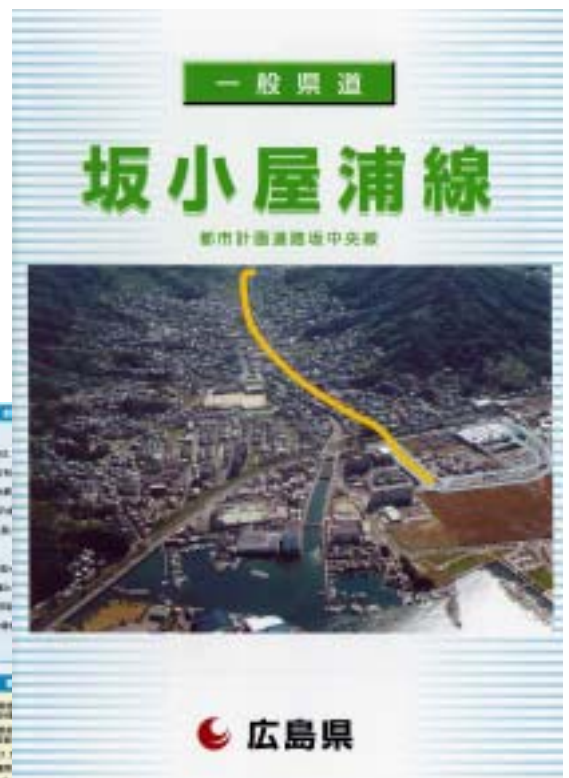
広島県は、県道坂小屋浦線への理解を深め、早期整備を図るため、今年10月に県道坂小屋浦線のパンフレットを作成しました。

パンフレットには、平面図や完成予想図をはじめ、事業目的や整備効果など、県道坂小屋浦線の概要が載っています。このパンフレットにより、関係地権者の方をはじめ、多くの方に県道坂小屋浦線の計画概要や必要性の周知を図っていきたいと考えています。

なお、パンフレットは、次の各所に置いてありますので、ご自由にお取りください。

-  坂公民館
-  横浜ふれあいセンター
-  小屋浦ふれあいセンター
-  役場3階県道推進室

また、坂町ホームページにも掲載しています。



広島県が作成したパンフレット

土地収用法について



前号の県道だよりに「土地収用法」という言葉が掲載されていたことに関して、その真意について、関係地権者の方からご質問を受けました。

記事は、財産権と公共事業に関する憲法の規定や土地収用法制定の目的について記載したものです。一般的に、土地収用法の適用は、取得困難な土地がある場合に考えられる最終的な措置です。

今後も、円滑な事業執行に努めますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。